

平成 2 8 年第 1 回臨時会

滝 川 市 議 会 会 議 録

第 1 回臨時会会議録目次

第 1 日目（平成 2 8 年 2 月 1 8 日）	頁
○開会宣告	3
○開議宣告	3
○日程第 1 会議録署名議員指名	3
○日程第 2 会期決定	3
○日程第 3 議案第 1 号 平成 2 7 年度滝川市一般会計補正予算（第 9 号）	3
○日程第 4 議案第 2 号 平成 2 7 年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	
議案第 4 号 滝川市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例	4
○日程第 5 議案第 3 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1 0
○閉会宣告	1 2

平成28年第1回滝川市議会臨時会（第1日目）

平成28年 2月18日（木）

午前 9時58分 開 会

午前10時43分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 議案第 1号 平成27年度滝川市一般会計補正予算（第9号）

日程第 4 議案第 2号 平成27年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第 4号 滝川市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○出席議員（18名）

1番	三 上 裕 久 君	2番	堀 重 雄 君
3番	舘 内 孝 夫 君	4番	清 水 雅 人 君
5番	山 本 正 信 君	6番	安 樂 良 幸 君
7番	本 間 保 昭 君	8番	田 村 勇 君
9番	井 上 正 雄 君	10番	水 口 典 一 君
11番	小 野 保 之 君	12番	渡 邊 龍 之 君
13番	木 下 八重子 君	14番	山 口 清 悦 君
15番	柴 田 文 男 君	16番	荒 木 文 一 君
17番	関 藤 龍 也 君	18番	東 元 勝 己 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	千 田 史 朗 君
副 市 長	鈴 木 光 一 君	教 育 長	山 崎 猛 君
監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君	会 計 管 理 者	若 山 重 樹 君
総 務 部 長	中 島 純 一 君	総 務 部 次 長	高 橋 一 美 君
市民生活部長	舘 敏 弘 君	市民生活部次長	石 川 雅 敏 君
保健福祉部長	高 橋 一 昭 君	保健福祉部次長	国 嶋 隆 雄 君
産業振興部長	中 川 啓 一 君	産業振興部次長	長 瀬 文 敬 君
建 設 部 長	大 平 正 一 君	建 設 部 次 長	高 瀬 慎二郎 君
教 育 部 長	田 中 嘉 樹 君	教育部指導参事	小 野 裕 君

教育部次長 河野敏昭君
市立病院事務部長 鈴木靖夫君
総務課長 鎌田清孝君
財政課長 堀 勝一君

監査事務局長 伊藤克之君
市立病院事務部次長 田湯宏昌君
企画課長 深村栄司君

○本会議事務従事者

事務局長 菊井弘志君
書記 平川泰之君

次長 竹谷和徳君
書記 村井 理君

開会 午前 9時58分

◎開会宣告

○議長 ただいまより、本日をもって招集されました平成28年第1回滝川市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣告

○議長 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において渡邊議員、木下議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議長 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 議案第1号 平成27年度滝川市一般会計補正予算（第9号）

○議長 長 日程第3、議案第1号 平成27年度滝川市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。千田副市長。

○千田副市長 おはようございます。ただいま上程されました議案第1号 平成27年度滝川市一般会計補正予算（第9号）についてご説明させていただきます。

今回の補正は、寄附金の増額見込みにより、ふるさと納税推進事業の増額補正をしたいとするものでございます。

1ページをごらんください。第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ2,000万円を追加し、予算の総額を213億3,702万8,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページから3ページまでは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思います。

続きまして、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明を申し上げますので、8ページ、9ページをお開きください。2款1項1目一般管理費、補正額855万4,000円の

増額につきましては、ふるさと納税の推進に要する経費の補正でございます。ふるさと納税につきましては、12月には8,000万円の見込みに変更する増額補正のご承認をいただきましたけれども、12月の寄附額が予想以上に好調であり、1月までに9,568万3,000円の寄附金が寄せられたことから1億円の見込みに変更し、今後の見込み額に伴う謝礼品等の必要経費を補正したいとするものでございます。

2款1項4目財産管理費、補正額1,144万6,000円の増額につきましては、財産の取得、管理及び処分に要する経費の補正でございます。ふるさと納税の推進に要する経費と同様に、寄附金の今後見込み額を補正することに伴い、寄附金額から謝礼品等の必要経費を除いた分をふるさと基金に積み立てるために補正したいとするものでございます。

以上、歳出合計で2,000万円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。

18款1項1目一般寄附金2,000万円の増額は、歳出関連でございます。

以上、歳入合計で2,000万円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして議案第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

◎日程第4 議案第2号 平成27年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第4号)

議案第4号 滝川市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第4、議案第2号 平成27年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第4号)、議案第4号 滝川市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第2号 平成27年度滝川市介護保険特別会計補正

予算（第４号）につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正は、保険事業勘定におきまして介護保険制度の改正に伴い、市町村に義務づけられました平成２７年４月から平成２９年４月までの間における介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業への移行につきまして、滝川市においては本年３月１日からの移行を目指しておりますことから、当該移行に伴って必要となります介護保険特別会計の保険事業勘定における地域支援事業に係る科目の組みかえ等を行いたいとするものでございます。

１ページをごらんいただきたいと存じます。第１項は、保険事業勘定の歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の同勘定の歳出予算の金額につきまして、第１表によるものと定めるものでございます。

第２項は、３款地域支援事業費の款内における交換流用を可能とするために、平成２７年度滝川市介護保険特別会計予算第３条中におきまして「保険事業勘定保険給付費、介護サービス事業勘定」という文言を「保険事業勘定の保険給付費及び地域支援事業費並びに介護サービス事業勘定の」に改正するための規定でございます。

２ページ、３ページは第１表、歳出予算補正及び歳出補正予算事項別明細書の総括でございますので、お目通しをいただきたいと思います。

補正の具体的な内容につきましては事項別明細書の歳出によりご説明申し上げますので、４ページ、５ページをお開き願います。３款１項１目介護予防事業費、補正額３０６万１，０００円の増額、３款３項１目介護予防・日常生活支援総合事業費、補正額３０６万１，０００円の増額につきましては、ともに総合事業移行に伴う地域支援事業に係る科目の組みかえのための補正でございます。総合事業移行に伴い、地域支援事業におきまして介護予防事業という事業が介護予防・日常生活支援総合事業という事業に全て移行することとなることから、第１項介護予防事業費には４月から２月までの１１カ月分の事業費を、新設いたしました３項介護予防・日常生活支援総合事業費には３月の１カ月分の事業費を計上したいとするものでございます。

なお、歳出合計の金額に増減はございません。

以上を申し上げまして議案第２号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第４号 滝川市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

条例改正の趣旨につきましては、西町デイサービスセンターが実施する介護予防通所介護事業が介護予防・日常生活支援総合事業に移行されることから、関係条文の所要の整備を行いたいとするものでございます。

改正内容についてご説明申し上げますので、新旧対照表をお開き願います。

第３条第１項第２号及び第４条第２号の改正は、介護予防・日常生活支援総合事業への移行に伴うサービス事業名、利用対象者についての文言の整備でございます。

第５条の改正は、本文の文言の整備及び第１号において介護予防・日常生活支援総合事業の移行に伴い実施する第１号、通所事業の利用料について、これまでは国が定めた基準に基づいて利用料を適用してまいりましたが、事業移行後につきましては厚生労働大臣が定める基準により算定した

額を勘案し、市長が別に定める利用料を適用するものでございます。なお、利用料の額につきましては、現行の料金と変わりはありません。

次のページをお開き願います。附則ですが、事業移行に伴い、第２項の経過措置が不用になることから、削るものでございます。

別表の改正ですが、表の見出しの文言の整理でございます。

最後に、本改正条例の附則につきましては、この条例の施行期日を平成２８年３月１日とするものでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 おはようございます。今回の補正予算、また条例案は法改正に伴うものでありますが、内容が非常に複雑なものでもありますので、事前に通告をしてありますので、その通告順に従いまして質疑を行いたいと思います。

まず、総合事業への移行に当たりまして、その対象者数について伺います。現在の要介護者１から５の合計、また要支援１、２の合計、そして自立とされたいわゆる虚弱者と言われる方の各人数と総高齢者数に対する割合を伺います。

次に、同じく移行時点の対象事業の費用ということで、２７年度予算における一次介護予防事業、また二次介護予防事業、それぞれの予算額について、また通所型介護予防事業の予算額について、そして訪問型介護予防事業の予算額について伺います。

次に、大きな２点目として、いわゆる総合事業の計画をどのようにつくっていくのかという点で、第６期介護保険事業計画の中での位置づけについて伺います。介護保険事業計画の中で第２部１章の１、介護予防・日常生活支援事業の中で、その実施内容として介護予防・生活支援サービス、いわゆる総合事業ですが、これを括弧をつけて新規というふうに表現をいたしまして、その実施内容を記載しております。ここでは以下のように書かれております。地域の実情に応じて、既存の介護事業所に加え、住民などの多様な主体の参画による多様な介護予防・生活支援サービスの充実を目指す国の方針を踏まえ、市内関係者による協議体を組織し、既存の介護給付事業や介護予防事業などをもとに滝川市における訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービスのサービス類型や内容について検討するとともに、国のサービスに関する基準や単価の考え方を踏まえ、介護予防・生活支援サービス事業実施要綱を作成し、平成２９年４月までのできるだけ早い時期に介護予防・生活支援サービス事業を実施します。そこで、市内関係者による協議体の組織と活動状況はどのようなものか、また介護予防・生活支援サービス事業実施要綱はどのように策定されていく見込みなのか伺います。

次に、チェックリストについて伺います。チェックリストの活用が始まるわけですが、国の制度では要介護１、要支援２、要支援１、いわゆる虚弱者の見きわめをこれまでは要介護認定で行ってまいりましたが、その要介護認定作業なしに行うことができるとされています。実態として要介護認定した場合とのずれが生じかねないと考えます。包括支援センターがチェックリストから直接サ

サービス事業者がこのサービスを行うように渡していく事例について、どのような場合を想定しているか伺います。

大きな3点目として、総合事業のサービス単価について伺います。国は、総合事業の開始によりコスト削減を目標の一つとしています。そこで、事業費は26年度の額を上限とされていますが、今後その事業費内でおさめるために必要なことについて伺います。

2点目として、訪問介護事業者、通所介護事業者のサービスで要支援1、2、非該当に対する単価は市町村が定められることになりますが、単価設定の基本的な考え方について伺います。また、今よりも単価が低くなるときはどのような場合か伺います。

最後に、4点目として多様なサービスについて伺います。国は、多様なサービスについて雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと住民主体による支援、保健、医療により短期集中で行うサービスを想定しています。従来の通所介護や訪問介護に今後これらのような介護の資格や人数基準を緩和することは滝川市としてないのか伺います。

以上です。

○議長 それでは、清水議員の質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 まず、申しわけございません。私先ほどの議案第2号の補正予算の説明の中で、4ページ、5ページの事項別明細書のご説明に当たりまして、3款1項1目介護予防事業費、補正額306万1,000円の減額とお話ししなければならないところを増額と言ってしまいましたので、減額に訂正させていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

ただいま清水議員からご質疑いただきましたので、順次お答えさせていただきたいと存じます。まず、平成27年12月末現在の65歳以上の当市の人口につきましては1万3,290人。要介護者1,732人、割合は13.0パーセントでございます。要支援1、235人、1.8パーセント、要支援2、450人、3.4パーセント、虚弱高齢者64人、0.5パーセントでございます。

次に、一次予防事業費につきましては727万1,000円の予算でございます。二次予防事業につきましては1,245万2,000円。続きまして、通所型介護予防事業につきましては、二次予防事業に含まれますが、温泉教室を実施しておりまして、この予算につきましては710万9,000円でございます。訪問型介護予防事業につきましては、特に予算は持っておりませんが、北海道医療大学との連携事業で行った75歳以上の世帯を学生の皆さんが訪問し、状況を把握するコミュニティワーク実習を行ったところでございます。

次に、ご質疑にありました計画書に総合事業について記載しておりますが、総合事業の実施については取り組むことが出そろってから移行するのではなく、介護予防訪問介護、介護予防通所介護の現行相当サービスなどの既存サービスから移行を開始いたしまして、多様な主体によるサービスを検討するよう国から周知され、総合事業の上限額のメリットから、滝川市では28年3月から介護予防訪問介護、介護予防通所介護、温泉教室といった現行のサービスをまず移行して、総合事業の取り組みを開始していくこととしたところでございます。多様な主体によるサービスとして、国は緩和した基準によるサービス、住民主体による支援、保健、医療による短期集中で行うサービス

を典型例として示しておりますけれども、これらはそれぞれの市町村で必要に応じて実施可能となっているものです。緩和した基準によるサービスについては、介護サービス事業者と進め方を相談しておりますが、28年度において29年度からの実施を目指し、介護サービス事業者の協力を得ながら検討することと考えてございます。

ご質疑の協議体についてでございますけれども、住民主体による支援に関するサービスを検討する場であり、まだ組織化には至っておりませんが、介護サービス事業者、地域住民、ボランティア等の参加を得て検討し、取り組むべき住民主体による支援メニューがあれば29年度から取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、要綱についてでございますが、本補正予算案可決後、総合事業開始の3月1日までに策定したいと考えております。実施要綱では、総合事業の構成、相当サービス事業の費用の額などを規定いたしますが、現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護の相当サービスの内容や料金をそのまま定める形となります。また、このほか、総合事業を実施する事業者を市が指定する必要があることから、事業者指定に関する要綱、事業の人員、設備、運営に関する基準を定める必要があることから、北海道の基準を参考に基準要綱を策定する予定でございます。

次に、チェックリストの関係でございます。窓口にお客様が見えまして、こういうサービスを使いたい、こういう状態だが、どういうサービスがあるのかと相談されることがほとんどでございます。まず、介護サービスを利用されていない場合は、客観的判断が必要であるため、要支援、要介護認定をお勧めする予定ですので、基本的には介護サービスを利用すべき状態の方で初めての方がいきなり基本チェックリストを受けることはございません。その際に介護認定で非該当となった方が介護サービスを利用したい場合には、基本チェックリストを受けていただき、サービスにつなげることとしたいと考えているところでございます。また、要支援1の方が訪問介護と通所介護だけを利用して継続してサービスを利用する場合には、状態が変わっていなければ、本人からの希望に応じ、基本チェックリストを受けていただき、簡素な手続でサービスを利用していただくこととしたいと考えております。仮に要支援1、2の方が訪問介護や通所介護だけを利用し、継続してサービス利用する場合で要支援2の方や状態が悪化しているような方については要介護と判定される可能性もあることから、要支援、要介護認定をお勧めしたいと思っております。決して基本チェックリストありきではないということ、また包括支援センターで利用者の状態や本人のサービス利用のご希望を確認した上でサービス事業者につないでまいりたいと考えてございますので、ご理解願いたいと存じます。

次に、総合事業に移行される介護予防訪問介護、介護予防通所介護の費用についてです。国や道などの負担割合も変わらない形で総合事業にそのまま移行され、今後の費用も前年度実績に75歳人口の伸び率を乗じた額は保障されることとなってございます。したがって、介護予防訪問介護、介護予防通所介護の現行費用から上限額までの範囲の額は主に先ほど申し上げました緩和されたサービス等で活用するための分となりますが、これらのサービスにより状態が悪化しないように介護予防に取り組んでいくことが総合事業に係る経費や介護保険料を抑えることにつながると考えてございます。総合事業に移行される介護予防訪問介護、介護予防通所介護の現行相当サービスにつき

ましては、サービス内容が変わりませんので、国が定める単価どおり設定したいと考えてございます。それ以外の緩和した基準によるサービス等では、サービス内容が現行相当サービスと比べ短時間でも利用可能となるような場合も考えられますので、国の単価より低く設定されることが予想されます。

次に、多様なサービスについてでございますが、総合事業に移行される介護予防訪問介護、介護予防通所介護の現行相当サービスについては、サービス内容が変わりませんので、現在北海道で定められている人員、設備、運営の基準どおりの資格や人数となります。緩和した基準によるサービス等については、北海道の人員、設備、運営の基準より緩和された基準になりますが、その内容については来年度以降の検討の中で設定していくこととなりますので、現時点では未定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 質疑をつくる上で、1の2ですが、対象事業の費用ということで一次予防事業と二次予防事業に絞った質疑をしてしまいましたが、聞きたい一番のポイントは介護予防給付、要支援1、2の今回総合事業に移行する訪問介護、通所介護のそれぞれの費用についてもお聞きしたかったので、お聞きしたいと思います。

2点目は、答弁の最後のほうで繰り返し述べられた緩和されたサービスという表現なのですが、これが示すように何のことを言っているのだろうと非常にわかりづらいのです。要するに緩和されたサービスというのは、例えば現行でいうと温泉教室のことを述べているのか、それともそれ以外の現行の事業についてもこの対象にして答弁されたのかを伺います。

その2点についてお伺いをいたします。

○議長 長 答弁に若干時間を要するようでございますので、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時30分

○議長 長 会議を再開いたします。

答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 時間をとりまして申しわけございません。

今の関係でございますけれども、まず訪問介護の部分でございますが、予算では3,436万3,000円、それと通所の部分でございますが、8,576万5,000円でございます。

それと、緩和された云々というところでございますが、今は温泉教室しかないということで、それ以外につきましては28年度に事業者の皆様等々にご相談をさせていただきまして進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党を代表し、議案第2号 平成27年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第4号 滝川市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を可とする立場で討論を行います。

介護予防・日常生活総合支援事業、いわゆる総合事業は、昨年4月から2年間以内に実施が法律で義務づけられましたが、要支援者の訪問介護と通所介護が介護保険給付から外され、市町村の裁量で無資格者やボランティアによる代替サービスも可能になるものです。この点については、質疑の結果、要支援2から自立判定者が現在受けているサービス事業者の資格や人数などの基準については維持すること、またその介護報酬に相当する単価についても水準を維持することが明確に答弁されました。この点をもって日本共産党は賛成、可とするものです。

全国的には、東京都品川区で訪問介護は生活援助が中心のサービスに移行し、単価を現在の介護報酬に比べ17パーセントも引き下げ、通所介護も50パーセント近く引き下げることや国立市が訪問介護を26パーセント削減することが報じられるなど、厚労省が目指している単価を現行以下に下げる自治体が出ています。しかも、高齢化が進む中で地域支援事業の当該事業費は2014年度実績を上限とされています。ご答弁で75歳以上の伸び率が上乘せされるとしても、その事業費が2014年度の額プラス75歳以上の伸び率を超えることもあり得ます。その場合、国、道からの交付金負担はなくなり、滝川市と市民が負担することになります。つまり滝川市が今後もサービスと単価の水準を維持する方針だとしても、介護の需要次第によっては水準の低下や市民負担増もあり得るということです。

よって、日本共産党は引き続き国に対して総合事業の中止を求めていくことを表明し、賛成討論いたします。

○議長 長 ほかに討論ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号及び第4号を一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号及び第4号はいずれも可決されました。

◎日程第5 議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第5、議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正

する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本条例提案の趣旨でございますが、平成27年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給料月額改定等の改正を行うこととするものでございます。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定につきましては、今通常国会での法案成立を受け、先月26日から施行されたところでございますが、本市におきましてもこれまでの国公準拠の考え方を基本に、国家公務員の給与改定に準じ、改正を行いたいとするものでございます。

なお、本件につきましては、既に市職員労働組合と合意に至っているところであります。

それでは、議案第3号参考資料の新旧対照表1ページをお開きください。一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）でございますが、第36条第1項第1号及び第2号ですが、国公準拠とし、12月勤勉手当の支給額について再任用職員以外の職員については0.10月分、再任用職員につきましては0.05月分を引き上げたいとするものでございます。

附則第11項ですが、勤勉手当の支給額の引き上げに伴い、附則第8項の規定に伴う勤勉手当の支給額から減ずる額について所要の改正を行うものでございます。

次に、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）でございますが、2ページをお開きください。第36条第1項第1号及び第2号ですが、国公準拠とし、先ほどの勤勉手当の支給額の引き上げ分について6月及び12月に均等に割り振る改正を行うものでございます。

附則第11項ですが、勤勉手当の支給額の改正に伴い、附則第8項の規定に伴う勤勉手当の支給額から減ずる額について所要の改正を行うものでございます。

次に、附則でございますが、第1項で、この条例は公布の日から施行し、ただし第2条の規定は平成28年4月1日から施行するものであります。

第2項ですが、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成27年4月1日から適用するものであります。

第3項以降につきましては、お目通しをお願いいたします。

4ページから20ページまでについては、各給料表の新旧対照表でございますので、お目通し願います。

概要でございますが、末尾の議案参考資料にも記載のとおり、一般職給料表1の医師を除き、1級初任給で2,500円、若年層で同程度、高齢層で1,100円を基本とした給料月額の引き上げを行うとともに、医療職給料表1の医師についてはそれらの改定状況を踏まえて給料月額の引き上げを行いたいとするものでございます。全職員をベースとした平均改定率は0.49パーセントとなるところでございます。

以上で議案第3号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。館内議員。

○館内議員 私は、日本共産党を代表し、議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を可とする立場で討論を行います。

昨年8月の人事院は、国家公務員の給与及び勤務時間について勧告しました。内容は、俸給表の水準、賞与の引き上げなどです。公務員の収入は、長期間にわたり引き下げられてきました。滝川市のラスパイレス指数はほぼ100パーセントに近いので、人事院の資料を参考にその変化を見ました。行政職、一般職の平均年間給与は、1998年と比較すると2013年度は72.4万円も減少しました。これが昨年度に引き続くプラス勧告で58.6万円の減少にまで回復しました。しかし、これを40歳、配偶者、子供2人の世帯で見えますと年間給与は扶養手当を入れても521万3,000円です。一方、市民感情はどうでしょうか、人事院勧告は民間の全国平均の実態をもとに公務員との差を算出していますが、空知、北海道は民間給与が上がっているという実感はありません。その点で市民の見方は厳しいものと考えます。しかし、下がるときも人事院勧告に準じてきたのですから、上がるときも準ずることで市民の理解は得られると考えます。市職員の給与増額効果が地域の民間給与と消費拡大に少なからず波及しますし、職員の皆様がより一層職務に尽力することを求め、以上を賛成討論といたします。

○議長 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決されました。

◎閉会宣告

○議長 長 本臨時会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これにて平成28年第1回滝川市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時43分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員